

第13次労働災害防止計画（大分局版）のポイント

－誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて－

- ✓ 国の「労働災害防止計画」を踏まえ、大分労働局が管内の労働災害、業務上疾病発生状況等を減少させるために、今後、重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。
- ✓ 「Safe Work OITA」をキャッチフレーズとして、誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、官民一体となった取組を推進することとします。
- ✓ 計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度までの5年間



現状と課題

- 死傷災害、死亡災害ともに、製造業と建設業で高い割合を占めている。
- 死傷災害は、第三次産業が占める割合が年々高くなっている。（全業種の46.1%）
- 一般健康診断結果の有所見率は、年々増加傾向にあり、平成29年には過去最高の53.7%となった。また、脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧検査や血糖検査、血中脂質検査の有所見率が高い水準で推移している。
- 過労死や精神障害に係る労災請求は、年間20件前後で推移しており、減少傾向は認められない。
- 職業性疾病については、平成29年には過去最高の132人（うち腰痛50人）となった。



脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求件数等の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度*	
脳・心臓疾患	請求件数	14	3	7	5	8
	認定件数	3	2	0	0	3
	うち死亡件数	2	0	0	0	0
精神障害	請求件数	7	15	13	9	17
	認定件数	2	5	4	7	5
	うち自殺件数	1	1	1	0	0
合計	請求件数	21	18	20	14	25
	認定件数	5	7	4	7	8
	うち死亡・自殺合計	3	1	1	1	0

※平成29年は平成30年2月20日時点の件数

計画の目標

- ◆ 死亡災害
 - 13次防計画期間中の総数を
全業種：**48人以下**とする。（12次防計画期間の総数57人より15%以上減少）
 - 建設業：**22人以下**とする。（12次防計画期間の総数26人より15%以上減少）
 - 製造業：**12人以下**とする。（12次防計画期間の総数15人より15%以上減少）
- ◆ 死傷災害
 - 2022年の全業種の死傷者数：**1,182人以下**とする。（2017年より5%以上減少）
- ◆ 労働者の健康確保対策に係る目標
 - 2022年度までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を**80%以上**とする。（労働者30人以上の事業場）

重点対象業種

- 建設業
- 製造業
- 陸上貨物運送事業
- 林業
- 第三次産業
（小売業、社会福祉施設及び飲食店）

7つの重点施策

- ① 企業・業界単位における安全衛生の取組の強化
- ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- ③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ⑦ 高校・大学と連携した安全衛生教育の実施

詳細は次ページ

重点施策ごとの具体的取組

① 企業・業界単位における安全衛生の取組の強化

大分労働局・各労働基準監督署においては、第13次労働災害防止計画における労働災害防止活動を推進するためには、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、**次の8項目については、「大分労働局における最重点取組事項」と**位置付けて本計画を推進しますので、県下の事業場におきましては積極的な取組を実施してください。

STEP 1

経営トップによる安全衛生に関する所信表明及び安全衛生パトロールの実施

労働災害の防止及び快適な職場環境の形成のためには、経営トップがその所信を表明することにより、労使双方が労働災害防止のための共通認識を持ち、一丸となって取り組むことが重要です。

また、経営トップが率先垂範して職場の「安全パトロール」を実施するなど、職場内における「安全衛生活動の総点検」を実施します。



STEP 2

リスクアセスメントの結果を踏まえた安全を最優先にした作業計画の策定

適切な作業計画及び作業手順書の作成による安全な作業方法を確立するため、リスクアセスメントを確実に実施しましょう。

STEP 3

関係労働者による「作業前KY（危険予知）活動」の実施

～ 毎日又は作業の都度、KY活動を実施しましょう ～

管理者・作業者が、作業現場の状況を確認しながら、主に構造面の対策を決定します。

- | | | | |
|--------|--|---|-----------------|
| 【現状把握】 | <input type="checkbox"/> 今後行う作業にどんな危険が潜んでいるか | ⇒ | 全員で考えられる危険を出し合う |
| 【本質追求】 | <input type="checkbox"/> これが危険のポイント | ⇒ | 危険の絞り込み |
| 【対策樹立】 | <input type="checkbox"/> あなたならどうする | ⇒ | 対策を出し合う |
| 【目標設定】 | <input type="checkbox"/> 私たちはこうする | ⇒ | 行動目標の絞り込み |

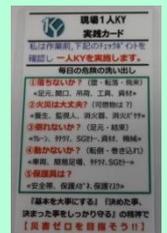


STEP 4

一人ひとりの労働者による「行動前一人KY活動（ちょっと待て その判断 行動前に安全確認）」の実施

「行動前一人KY活動」とは、作業者各自が、作業行動にとりかかる前に、作業現場の状況を指差呼称で確認しながら、自問し、行動前の安全対策を再確認して作業します。

～ 労働災害防止の最後の砦は、自分自身です ～



STEP 5

指差呼称による安全確認の実施

「指差呼称」は、目、腕、口、耳などを総動員して、自分の作業行動や対象物の状態を確認するものです。指差呼称により、誤り（ミス）の発生率が約6分の1以下になります。



STEP 6

各事業場の設備、作業内容に即した安全5原則（又は3原則）の決定・周知

各事業場の設備、作業内容等に応じて、労働災害を防止するために遵守すべき安全事項を5項目（又は3項目）決定し、その内容を書面等により掲示するものです。決定された5項目については、毎日の朝礼等で唱和・指差呼称することで労働者の安全意識レベルを高め、安全作業の意思統一を図るものです。

「林業安全遵守5原則」

- 1 安全な距離の確保と危険範囲の立入禁止
- 2 伐倒方向・退避場所の確認と合図の徹底
- 3 かかり木処理は、
フェリングレバー、チルホール使用
一人作業は禁止
- 4 問題発生まず報告、みんなで検討・対処する
- 5 確認作業は、指差呼称

私がルールを守れば、ルールが私を守る
ご安全に!!

STEP 7

「私の安全宣言」の表明による安全意識の高揚

各作業者が取り組む安全衛生に係る遵守すべき事項について、作業内容、役割等に応じて安全宣言を表明し、その内容を書面等により掲示するものです。各作業員が安全宣言することにより、個人個人が自覚と責任を持った自主的な行動となります。



【取組事例】

STEP 8

選任した安全衛生担当者による STEP 1 ~ STEP 7 の確認・指導

事業者は、前記取組を確認・指導する安全衛生の担当者を選任し、必要な権限を付与した上で、前記1~7について自主的な取組を推進してください。また、選任した安全衛生担当者の氏名や担当させる職務等を掲示することも安全意識の向上に効果的です。

※ 右表は、「労働安全衛生法施行令第2条第3号の業種の事業場における安全担当者の配置等に係るガイドライン」に基づいた掲示です。大分労働局ホームページからダウンロードできます。

安全推進者の職務

- ① 推進指図及び作業方法の改善に関すること
 - ・ 整理整頓（4S活動）の推進
 - ・ 床の清掃等の徹底 など
- ② 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること
 - ・ 朝礼等の場を活用した労働災害防止に関する啓発・教育 など
- ③ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

この職業の安全は、私が守ります!
安全推進者氏名

また、企業における自主的な取組として、次の安全衛生活動の取組を推進します。

- 企業のマネジメントへの安全衛生の取組
- 企業における健康確保措置の推進
- 企業における健康確保措置の推進
- 業界団体内の体制整備の促進
- 関係行政機関との連携の強化



安全の見える化の普及・促進

「Safe Work OITA」の普及・促進

② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業対策

【目標】 死亡者数を15%減少



建設業における死亡者数は、すべての計画期間において全業種に占める割合が最も高くなっており、12次防期間中では45.6%を占めている。

- 足場、はしご、屋根等高所からの墜落・転落災害の防止対策の推進及びフルハーネス（安全帯）の普及促進
- 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」、「大分県シートベルト着用運動」、「行動前1人KY活動」の周知徹底
- 九州北部豪雨・台風18号による災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底

製造業対策

【目標】 死亡者数を15%減少



全業種に占める製造業の死亡者数の割合は、すべての計画期間において建設業に次いで高く、12次防期間中では、26.3%となっている

- 機械設備の危険箇所への覆いの設置等、機械の安全化の措置等の促進により、「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止
- 労働災害が多発している食料品製造業について、食品加工機械の安全な使用方法等の徹底と職長教育の実施を推進します。
- 造船業、木材木製品製造業における中長期な取組の推進

陸上貨物運送事業対策

【目標】 死傷者数を5%減少

- 重篤な災害につながるおそれがある5大災害（①墜落・転落災害、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④トラックの無人暴走の無人暴走、⑤トラック後退時の事故）を防止するため、荷役作業中の労働災害防止を徹底

林業対策

【目標】 死傷者数を5%減少

- 林業安全遵守5原則の取組の推進
- チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の周知・徹底

③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保

労働者数30人以上の
事業場が対象です！

✓ 労働者の健康確保対策の強化

- 企業における健康確保措置の推進
- 産業医・産業保健機能の強化

✓ 過重労働による健康障害防止対策の推進

- 時間外労働の上限規制による過重労働の防止を図る。
- 長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等の労働者の健康管理を強化する。

✓ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

- 次のいずれかのメンタルヘルス対策の取組について周知を行う。
 - ① 同対策について、安全衛生委員会等での調査審議
 - ② 同対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施
 - ③ 同対策の実務を行う担当者の選任
 - ④ 同対策に関する労働者への教育研修・情報提供
 - ⑤ 同対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供
 - ⑥ 同対策に関する事業場内の産業スタッフへの教育研修・情報提供
 - ⑦ ストレスチェックの実施
 - ⑧ 職場環境等の評価及び改善（ストレスチェック後の集団分析を含む）
 - ⑨ 職場復帰における支援（職場復帰支援プログラムの策定含む）
 - ⑩ 同対策に関する事業場内の相談体制の整備
 - ⑪ 大分産業保健総合推進センター、各地域産業保健センターの活用
 - ⑫ 医療機関を活用した同対策の実施
 - ⑬ 他の外部機関を活用した同対策の実施

④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

✓ 労働災害の減少がみられない業種及び業種横断的な対応

5つの取組対策

- ◎ 第三次産業対策
(小売業、社会福祉施設及び飲食店)
- ◎ 転倒災害の防止対策
- ◎ 熱中症の予防対策
- ◎ 腰痛の予防
- ◎ 交通労働災害対策

◀ 対策のポイント ▶

- 小売業、社会福祉施設及び飲食店については、本社・本部による労働災害防止対策への参画促進
- 経営トップに対する意識啓発、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上
- 「安全担当者の配置等に係るガイドライン」に基づいた安全推進者の選任、4S活動や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「安全の見える化」運動等の取組の促進

⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針、治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発
- 「大分県治療と仕事の両立支援推進チーム」の活動等を通じた、地域における企業、医療機関等関係者との連携の推進

⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
安全データシート(SDS)交付義務対象物質の譲渡提供時における危険有害性情報の確実な伝達
- 粉じん障害防止対策
第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の適正な使用、じん肺健康診断の着実な実施等粉じんによる健康障害を防止するための取組の推進
- 石綿による健康障害防止対策
解体等作業における石綿ばく露防止の徹底、呼吸用保護具や手袋等の保護具着用の徹底
- 受動喫煙防止対策
事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進

⑦ 高校・大学と連携した安全衛生教育の実施

本リーフレットの内容に関するご質問等は、大分労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせください。

- 大分労働局 健康安全課 TEL 097-536-3213
- 大分労働基準監督署 TEL 097-535-1511
- 中津労働基準監督署 TEL 0979-22-2720
- 佐伯労働基準監督署 TEL 0972-22-3421
- 日田労働基準監督署 TEL 0973-22-6191
- 豊後大野労働基準監督署 TEL 0974-22-0153